

国民健康保険税課税限度額及び均等割額軽減対象 所得基準の改正案について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4第11項・第27項で、課税額に上限を設けることとされています。この上限額は、地方税法施行令第56条の88の2で定められています。また、同施行令第56条の89では、所得が少ない方に対する国民健康保険税の減額について定められています。

ここで、同施行令の一部改正が予定され、中間所得層の負担を軽減するため、令和2年4月1日より国民健康保険税の減額対象枠の拡大（均等割額を5割軽減する所得基準は、28万円を28万5千円に、2割軽減は51万円を52万円に）及び課税限度額の引き上げが行われる予定です。（令和2年4月1日から年間の医療分61万円を63万円に、年間の介護納付金分16万円を17万円に改正）

軽減枠の拡大につきましては、被保険者にとって負担軽減となる、有利な制度変更であるため、市では同施行令の改正にあわせ、令和2年4月1日から実施を考えています。

課税限度額の改正については、令和2年4月から医療分58万円を61万円に改正する条例を令和元年12月議会において可決していただいております。ここで再度改定すると高額所得者とはいえ過重な負担となってしまうことから、今回は、医療分は改定せず介護納付金分16万円を17万円に改正いたしたく、これらの内容につきまして、市民の皆さまからご意見をいただきたいと考えています。

令和2年2月

国立市健康福祉部健康増進課